



運転に不安を感じたことはありませんか？

## 運転免許証の自主返納を支援

高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

### ▼対象

次の全てに該当する人  
 申請日に町内に住所を有し居住していること  
 運転免許証自主返納時に満65歳以上であること  
 これまでに当事業による助成を受けていないこと  
 運転免許証を返納して1年以内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません

### 返納支援金

5,000円を交付します。

### 運転経歴証明書交付手数料の全額支援

運転経歴証明書の交付手数料相当額を交付します。

### ▼申請に必要なもの

#### 返納支援金

申請による運転免許の取消通知書

通帳など(振込先がわかるもの)

### 運転経歴証明書交付手数料の全額支援

申請による運転免許の取消通知書

運転経歴証明書の写し  
 通帳など(振込先がわかるもの)

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)



吉岡町振興公社

## 取締役候補者を募集

### ▼募集

株式会社吉岡町振興公社取締役候補者1名(リバートピア吉岡社長、道の駅よしおか温泉駅長)

▼仕事内容 温泉施設、緑地運動公園、道の駅の管理運営

### ▼営業時間

●温泉施設 午前10時～午後9時

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は午前10時～午後8時

●緑地運動公園 午前8時30分～午後5時

●道の駅 24時間

### ▼必要な資格など

高卒以上、普通自動車運転免許、経営ノウハウおよび経営スキルを持っていること

※要保証人(保証人の要件は、現在町に居住していること)

▼採用予定日 令和5年5月(株主総会の議決後に採用決定となります。)

▼報酬 月30万円

▼賞与 会社の規定による  
 ▼待遇 各種社会保険加入

### ▼申し込み方法

令和5年1月27日(金)までに町ホームページに掲載の履歴書(写真添付)および小論文を産業振興室に本人が持参してください。なお、提出された履歴書および小論文については返却しません。

※受付時間は①～④(⑤を除く)、午前8時30分～午後5時15分

### ▼一次試験

履歴書および小論文による書類審査で可否を決定し、令和5年2月初旬に通知します。

### ▼二次試験

令和5年2月初～中旬に面接などによる試験を行います。詳細は、一次試験合格者に通知します。

### ▼募集主および勤務先

株式会社吉岡町振興公社(リバートピア吉岡内)

▼問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎26・2280(直通)

☎26・2280(直通)

☎26・2280(直通)



戦没者のご遺族へ

第11回特別弔慰金

▼支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

▼支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現

在で氏が変わっている人は除きます。)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限りません。)

▼請求期限

令和5年3月31日(金)

▼注意事項 **すでに第11回特別弔慰金を請求している人の再度の手続きは不要です。**また、請求してから審査まで時間がかかります。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)



令和5年4月1日から

太陽光発電事業には許可が必要です

吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および規則が令和5年4月1日から施行されます。施行後に開始される太陽光発電事業については、次に該当する場合には許可申請が必要です。

①事業区域が500㎡を超える太陽光発電事業を行う場合(全域)

②保全地区内で太陽光発電事業を行う場合(事業区域500㎡以下の事業を含む) 条例、規則、手引きなどの詳細については町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)



消防団員を募集しています



消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。そのほかにも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、吉岡町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。興味のある人はお気軽にお問い合わせください。

▶対象

18歳以上の町内在住者または在勤者

▶問い合わせ先  
総務課 協働安全室  
☎26-2243(直通)

ナンバーディスプレイなど  
特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助

▶対象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員  
●申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人  
●特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること  
●世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▶補助金額

購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

▶申請方法

購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。

▶問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26-2243(直通)

